

議案第 5 1 号

三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市印鑑条例の一部を改正する条例

三田市印鑑条例（平成9年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「若しくは名」を「、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。））」に、「氏名の一部」を「氏名若しくは通称の一部」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第4号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

2 住民基本台帳法の一部を改正する法律並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成24年三田市条例第19号）第3条の規定による三田市印鑑条例の一部を改正する

条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分の改正規定中「次の各号に掲げる者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に」を「次の各号に掲げる者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に」に改める。

第11条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる改正規定中「第11条中第2号を削り、第3号を第2号」を「第11条第2号を削り、同条第3号を同条第2号」に、「第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる」を「同条第4号中「氏又は名」を「氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の外国人登録法の規定に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取扱い）

- 3 平成24年7月9日（以下「施行日」という。）の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において職権で消除するものとする。
- 4 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る印鑑票の登録事項について、住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において当該登録事項を職権で修正するものとする。